

さいたま市公共建築工事積算基準

新旧対照表

令和 7 年 4 月改定

新

旧

備考

さいたま市公共建築工事積算基準 令和7年4月	さいたま市公共建築工事積算基準 令和6年4月	改定年月の変更
(共通仮設費の算定) 第10 (削 除) (5) 昇降機設備工事を除く製造業者・専門工事業者に単独発注する場合は、別途共通仮設費を算定する。 (6) 設計変更における共通仮設費の算定については、当初設計で積み上げにより算定した場合は、積み上げにより算定し、比率により算定した場合は、比率により算定するものとする。 なお、共通仮設費増減変更額の算定方法は、原則として設計変更の内容を当初発注工事内に含めた場合の共通仮設費を求め、当初発注工事の共通仮設費を控除した額とする。 (7) 別表－1のうち建築工事において、監理事務所を設けない場合は、共通仮設費率を補正する。	(共通仮設費の算定) 第10 (5) 建築工事の発注において、鉄骨造及び鉄骨鉄筋コンクリート造の主体構造物に係わる鉄骨工事については、共通仮設費率の補正を行う。 (6) 昇降機設備工事を除く製造業者・専門工事業者に単独発注する場合は、別途共通仮設費を算定する。 (7) 設計変更における共通仮設費の算定については、当初設計で積み上げにより算定した場合は、積み上げにより算定し、比率により算定した場合は、比率により算定するものとする。 なお、共通仮設費増減変更額の算定方法は、原則として設計変更の内容を当初発注工事内に含めた場合の共通仮設費を求め、当初発注工事の共通仮設費を控除した額とする。 (8) 別表－1のうち建築工事において、監理事務所を設けない場合は、共通仮設費率を補正する。	国の基準改定による削除 記載番号繰上げ
(現場管理費の算定) 第11 (削 除) (5) 昇降機設備工事を除く製造業者・専門工事業者に単独発注する場合は、別途現場管理費を算定する。 (6) 設計変更における現場管理費の算定については、当初設計で積み上げにより算定した場合は、積み上げにより算定し、比率により算定した場合は、比率により算定するものとする。 なお、現場管理費増減変更額の算定方法は、原則として設計変更の内容を当初発注工事内に含めた場合の現場管理費を求め、当初発注工事の現場管理費を控除した額とする。	(現場管理費の算定) 第11 (5) 建築工事の発注において、鉄骨造及び鉄骨鉄筋コンクリート造の主体構造物に係わる鉄骨工事については、現場管理費率の補正を行う。 (6) 昇降機設備工事を除く製造業者・専門工事業者に単独発注する場合は、別途現場管理費を算定する。 (7) 設計変更における現場管理費の算定については、当初設計で積み上げにより算定した場合は、積み上げにより算定し、比率により算定した場合は、比率により算定するものとする。 なお、現場管理費増減変更額の算定方法は、原則として設計変更の内容を当初発注工事内に含めた場合の現場管理費を求め、当初発注工事の現場管理費を控除した額とする。	国の基準改定による削除 記載番号繰上げ

新

旧

備考

<u>附 則</u> <u>(施行期日)</u> 第1 この基準は、令和7年4月1日から施行する。 <u>(従前の基準類の取り扱い)</u> 第2 施行日において、既に契約済みの工事における設計変更等の取り扱いについては、従前の例による。	(追 加)	附則の追加
--	----------------	--------------